

日時：令和5年12月4日（月）
会場：本荘高等学校



主権者となる みなさんへ

選挙啓発出前講座

由利本荘市選挙管理委員会
由利本荘市明るい選挙推進協議会

◀令和4年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
公益財団法人明るい選挙推進協議会会長・
都道府県選挙管理委員会連合会会長賞 受賞作品
角館高等学校 加藤 里菜 さんの作品

本日の内容

Ⅰ 選挙講座 (35分)

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人だん

2

本日の内容

Ⅰ 選挙講座 (35分)

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など



©2015秋田県人だん

3

選挙ってなに？

選挙(せんきょ)

私たちの代表者を
私たちが直接選ぶ



4

選挙の種類

6種類の選挙があります。

種類		定数 (人)	任期	備考
国	衆議院議員	小選挙区	4年 (解散あり)	県内の定数 3人
		比例代表		東北の定数 13人
	参議院議員	選挙区	6年 (3年毎に半数を改選)	県内の定数 2人
		比例代表		
秋田県	知事	1	4年	
	県議会議員	41	4年	
市町村	市町村長	1	4年	
	市町村議会議員	22	4年	定数是由利本荘市の数

5

主権者とは？

主権者(しゅけんしゃ)

自分たちの国や地域のあり方を、
自ら考え、自ら判断し、
自分たちで決めていく権利を持つ者

= 選挙権を有する者

6

選挙権と被選挙権

選挙の種類	選挙権	被選挙権
衆議院議員	①満18歳以上	○満25歳以上
参議院議員		○満30歳以上
秋田県知事	②住所要件	①満25歳以上
秋田県議会議員		②住所要件
市町村長		○満25歳以上
市町村議会議員		①満25歳以上 ②住所要件

7

住所要件

- 選挙で投票するためには、選挙権があるだけでなく、市区町村が管理する「**選挙人名簿**」に登録されている必要があります。
- 新住所地で選挙人名簿に登録されるには、転入してから3か月以上居住していることが必要
⇒ 3か月未満の場合は、旧住所地の選挙人名簿に登録
⇒ この場合、旧住所地の選挙管理委員会に投票用紙を請求し、新住所地で投票できる「**不在者投票制度**」がある。

進学や就職で引っ越した際には、
住民票の異動もお忘れなく♪

8

本日の内容

Ⅰ 選挙講座 (35分)


- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう**
- 情報収集、選挙運動など



9

選挙のお知らせ ① 広報紙

マスク着用の考え方が見直されました



これまでマスクは、屋外では原則不要、屋内では原則着用とされてきました。3月13日からマスク着用は個人の判断が基本となりました。

感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場合など、次の場合にはマスクの着用を推奨しています。

投票日は 4月9日(日)

秋田県議会議員一般選挙

「あなたが動けば あきたが動く」

3月31日(金) 告示

選挙管理委員会事務局 ☎24-6390
または各総合支所市民サービス課

投票所
 投票所は、選挙区ごとに設けられています。投票所は、投票日当日の午前7時から午後8時までの間、開所します。

投票方法
 投票は、投票箱に投票用紙を投入することで行います。投票用紙は、投票所で配布されます。投票用紙は、投票日当日の午前7時から午後8時までの間、投票所で配布されます。

投票用紙の記入方法
 投票用紙には、氏名、年齢、性別、選挙区、投票区、投票番号が記載されています。投票用紙には、投票日当日の午前7時から午後8時までの間、投票所で配布されます。

投票所の注意事項
 投票所には、投票用紙の記入方法や、投票所のルールが記載されています。投票所には、投票日当日の午前7時から午後8時までの間、投票所で配布されます。

選挙のお知らせ ② 投票所入場券

選挙が近づくと投票所入場券が届きます。

選挙のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日
令和5年4月9日(日)

投票時間

投票所名

料金は後納
郵便

(ウラ)

※右の宣誓書をあらかじめご記入いただきますと交付が早く済みます。

期日前(不在者)投票宣誓書 請求書

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をたく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和5年 月 日 (1次以内をご記入ください)

氏名 _____ 生年 月 日 _____

住所 _____

理由 _____

○仕事、学業、冠婚葬祭、その他の用務
 ○投票区域外へ外出、旅行、滞在
 ○病気、食糧、出産等のため歩行困難
 ○交通至難の態勢に居住、滞在
 ○住所移動のため、本市以外に居住
 ○天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

1. 投票所においでの際は、このハガキをご持参ください。
 2. 当日の投票は、ハガキの投票所をお確かめの上、投票所においでください。
 3. このハガキが書いても、既に外出している場合は投票できません。
 4. 投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施しております。

(オモテ)

※これは由利本荘市のもです。

投票所入場券(オモテ)

オモテにはこんなことが書かれています

- ② 選挙の種類
- ③ 投票日(選挙の日)
- ④ 投票できる時間
- ⑤ 投票できる場所

選挙のお知らせ投票所入場券

秋田県議会議員一般選挙

投票日
令和5年4月9日(日)

投票時間
午前7時00分から
午後7時00分まで

投票所名
由利本荘市役所本庁舎

〒015-8501
由利本荘市尾崎17番地

本荘 太郎 様

① 自分の住所と名前

1. 投票所においでの際は、このハガキをご持参ください。
 2. 当日の投票は、ハガキの投票所をお確かめの上、投票所においでください。
 3. このハガキが書いても、既に外出している場合は投票できません。
 4. 投票所では新型コロナウイルス感染症対策を実施しております。

投票できるのはいつ?

原則は **投票日当日** です。

時間は **午前7時から午後8時まで** です。

※ ただし **投票所によっては遅くはじまったり、早く終わったりする場合がありますので投票所入場券を確認しましょう。**

当日投票所

由利本荘市の例

- 本荘地域**
- 第1投票区 由利本荘市コミュニティ体育館
 - 第2投票区 赤沼公民館
 - 第3投票区 大の道公民館
 - 第4投票区 碧沼公民館
 - 第5投票区 千刈公民館
 - 第6投票区 由利本荘市役所本庁舎
 - 第7投票区 ポートプラザ・アクアパル
 - 第8投票区 石脇体育館
 - 第9投票区 電舎中央町公民館
 - 第10投票区 浜松町公民館
 - 第11投票区 若葉町公民館
 - 子吉第1投票区 葉師堂町内公民館
 - 子吉第2投票区 玉の池町内公民館
 - 子吉第3投票区 子吉地区コミュニティ防災センター
 - 小友投票区 小友公民館
 - 石次投票区 ウッティホール「こだま」
 - 南内越第1投票区 由利本荘市南内越公民館
 - 南内越第2投票区 畑谷町内公民館
 - 南内越第3投票区 大浦町内公民館
 - 北内越投票区 北内越公民館
 - 松ヶ崎第1投票区 松ヶ崎体育館
 - 松ヶ崎第2投票区 松ヶ崎基幹集落センター

- 岩城地域**
- 第1投票区 岩城就業改善センター
 - 第2投票区 いわらき会館
 - 第3投票区 泉田会館
 - 第4投票区 岩城会館
 - 第5投票区 勝栄会館
 - 第6投票区 道川公民館
- 由利地域**
- 第1投票区 山本コミュニティセンター
 - 第2投票区 新屋敷集落会場
 - 第3投票区 由利コミュニティセンター「善隣館」
 - 第4投票区 五十土会館
 - 第5投票区 ぶれあい館「鮎川」
 - 第6投票区 堰口集落会場

- 西目地域**
- 第1投票区 出戸交流センター
 - 第2投票区 海保公民館
 - 第3投票区 由利本荘市役所西目総合支所
 - 第4投票区 海士割公民館
 - 第5投票区 コロニー事務所棟

- 島海地域**
- 第1投票区 紫水館
 - 第2投票区 平根町内会館
 - 第3投票区 小川農村環境改善センター
 - 第4投票区 直根公民館
 - 第5投票区 猿倉部落会館
 - 第6投票区 笹子公民館

- 大内地域**
- 第1投票区 中館研修センター
 - 第2投票区 大内農村環境改善センター
 - 第3投票区 徳沢交流センター
 - 第4投票区 高尾地区コミュニティセンター
 - 第5投票区 松本体育館
 - 第6投票区 どうらんど大内
 - 第7投票区 山村活性化支援センター
 - 第8投票区 上川大内出張所
 - 第9投票区 檜浦交流センター
 - 第10投票区 立寄研修センター

- 矢島地域**
- 第1投票区 由利本荘市役所矢島総合支所
 - 第2投票区 矢島福祉会館
 - 第3投票区 山寺会館
 - 第4投票区 日新館
 - 第5投票区 川辺生活改善センター
 - 第6投票区 立石町公民館
 - 第7投票区 元町会館

- 東由利地域**
- 第1投票区 八塩館
 - 第2投票区 住吉館
 - 第3投票区 玉米会館
 - 第4投票区 老方館
 - 第5投票区 克雪管理センター
 - 第6投票区 大蔵館
 - 第7投票区 高瀬館

市内 69投票所

投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

※右の宣誓書をあらかじめご記入いただきますと受付が早く済みませう。

期日前(不在者)投票宣誓書兼請求書

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前(不在者)投票をしたく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

令和5年 月 日 (↓太枠内をご記入ください)

氏名 _____ 生年 大 年 月 日
月 日 昭 平

住所 _____

理 由

- 仕事・学業・冠婚葬祭・その他の用務
- 投票区域外に外出・旅行・滞在
- 病気・負傷・出産等のため歩行困難
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移動のため、本市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

～期日前投票ができる日時、場所～

- 本荘由利広域行政センター1階(市役所隣)
4月1日(土)～4月8日(土)
午前8時30分～午後8時
- イオンスーパーセンター一本荘店
4月1日(土)～4月8日(土)
午前9時～午後7時
- ナイス本荘インター店
4月1日(土)～4月8日(土)
午前9時30分～午後7時
- 各総合支所(矢島・岩城・由利・大内・東由利・西目・島海)
4月3日(月)～4月8日(土)
午前8時30分～午後6時
- 各出張所(亀田・下川大内・上川大内・笹子・直根)
4月3日(月)～4月8日(土)
午前8時30分～午後5時

(お問い合わせ先)
〒015-8501 由利本荘市尾崎17
由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389

期日前投票 (きじつぜんとうひょう)

- 投票日に予定があつて投票に行けない場合
- 投票日より前であっても、決められた場所で投票することができます。

<日時>

選挙が始まった次の日から
投票日の前日まで

午前8時30分から午後8時まで

※投票所によって違うことがあります。

選挙のスケジュール～令和5年度秋田県議選の場合～

3/13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31 告示	4/1 期日前投票 開始	2
3	4	5	6	7	8 期日前投票 終了	9 投票日

期日前投票所

<参考> 令和5年4月9日 秋田県議会議員一般選挙（由利本荘市の開設場所）
 本荘由利広域行政センター（市役所隣）、
 イオンスーパーセンター本荘店、
 ナイス本荘インター店、
 各総合支所（7カ所）、各出張所（5カ所） 計15カ所



暮らしに身近で便利♪

投票所入場券(ウラ)

ウラには期日前投票や不在者投票について書かれています

① 期日前投票ができる期間や時間、場所

期日前投票をする場合は、宣誓書に名前や生年月日、住所などを書きます

※右の宣誓書をあらかじめ記入いただきますと受付が早くなります。

～期日前投票ができる日時、場所～

- 本荘由利広域行政センター1階（市役所隣）
4月1日(土)～4月8日(土)
午前8時30分～午後8時
- イオンスーパーセンター本荘店
4月1日(土)～4月8日(土)
午前9時～午後7時
- ナイス本荘インター店
4月1日(土)～4月8日(土)
午前9時30分～午後7時
- 各総合支所（東部・若城・由利・大内）
（東由利・西目・鳥海）
4月3日(月)～4月8日(土)
午前8時30分～午後6時
- 各出張所（亀田・下川大内）
（上川大内・巻子・直根）
4月3日(月)～4月8日(土)
午前8時30分～午後5時

（お問い合わせ先）
 〒015-8501 由利本荘市尾崎17
 由利本荘市選挙管理委員会 0184-24-6389

期日前（不在者）投票宣誓書兼請求書

私は、秋田県議会議員一般選挙の当日、次の理由に該当する見込みですので期日前（不在者）投票をたく、以下の記載が真実であることを誓い、投票用紙を請求します。

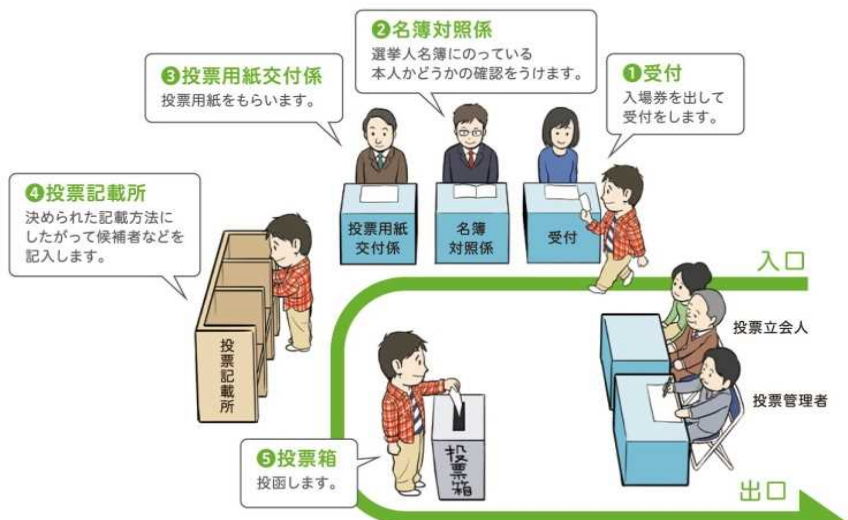
令和5年 月 日 (↓太枠内をご記入ください)

氏名	生年月日	大昭平	年 月 日
住所			

理由

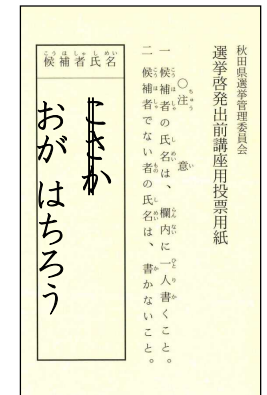
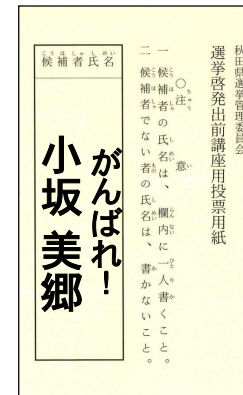
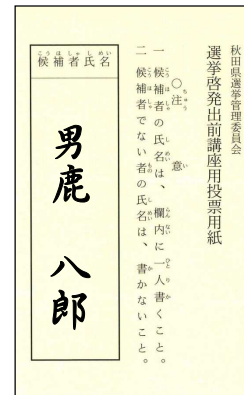
- 仕事・学業・冠婚葬祭・その他の用務
- 投票区域外に外出・旅行・滞在
- 病気・負傷・出産等のため歩行困難
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に到達するのが困難

投票のながれ



投票用紙の書き方 ～その①～

候補者
男鹿 八郎（おがはちろう）
小坂 美郷（こさか みさと）



投票用紙の書き方 ～その②～

候補者
男鹿 八郎（おがはちろう）
小坂 美郷（こさかみさと）

秋田県選挙管理委員会
選挙啓発出前講座用投票用紙

○注：
一 候補者の氏名は、欄内に「人」書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名
本庄 由利

秋田県選挙管理委員会
選挙啓発出前講座用投票用紙

○注：
一 候補者の氏名は、欄内に「人」書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名
こさかみさと

秋田県選挙管理委員会
選挙啓発出前講座用投票用紙

○注：
一 候補者の氏名は、欄内に「人」書くこと。
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

候補者氏名
おがはちろう
小坂みさと

22

本日の内容

Ⅰ 選挙講座（35分）

- 選挙について考えよう
- 投票の仕方を知ろう
- 情報収集、選挙運動など**



©2015秋田県パンチ

23

情報を集めるには？

① 選挙公報



24

情報を集めるには？

【選挙公報の「見方」】

- ◎決められたスペースの中で、候補者が最も訴えたいことがわかりやすく記載されている！
- ◎最も訴えたいことは、大きく記載されている！
- ◎複数の候補者の主張を見比べることができる！
- ⇒自分の考えにぴったり合致する候補者は
いないかもしれません・・・

「これだけは◎or×！」の視点

25

情報を集めるには？

② 政見放送

(衆議院・参議院・県知事選挙)



③ インターネット

(候補者・政党のホームページやSNS)



26

情報を集めるには？

④ 選挙ポスター (ポスター掲示板)



⑤ 街頭演説 (選挙カー)



⑥ 個人演説会



⑦ 選挙運動用ビラ・葉書



⑧ 新聞・テレビ



27

選挙運動

- 特定の選挙 について、
- 特定の候補者 の
- 当選を目的 として、
- 投票を得 又は 得させるために、
- 直接 又は 間接 に行われる行為

28

選挙運動

- 選挙権を持つ人は、選挙運動をすることができます。
- ▶ 候補者 だけでなく、有権者 もできます。

<選挙運動ができない人>

- 満年齢18歳未満の者
- 選挙事務関係者
- 特定公務員
- 選挙犯罪により選挙権・被選挙権を有しない者

29

選挙運動の方法

文書図画 (ぶんしょとが)

はがき、ビラ (チラシ)、新聞広告、ポスター、立札、看板、たすき、選挙公報、インターネット など
※文字や記号、絵、写真などが記載された
すべてをいいます。

言論・その他

演説会、街頭演説、連呼行為、政見放送、経歴放送
電話での投票依頼、個々面接

30

インターネット選挙運動

●満18歳以上であれば可能です。

- ①ウェブサイト (ホームページ)
- ②ブログ・掲示板
- ③SNS (Twitter、facebook、LINE等)
- ④動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画等)
- ⑤動画中継サイト (④の生放送等)

31

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制 (例)

選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



32

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制 (例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限ります。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



33

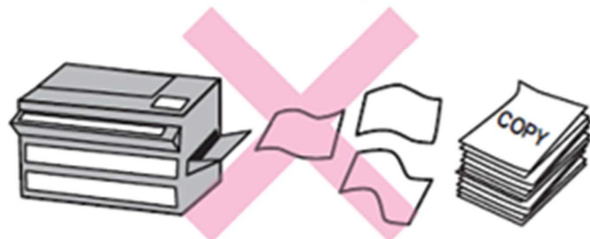
インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



36

インターネット選挙運動～禁止行為～

これらの禁止行為は処罰の対象となります!!

▼選挙運動の方法等に関する規制（例）

18歳未満の選挙運動は禁止されています!

年齢満18歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



37

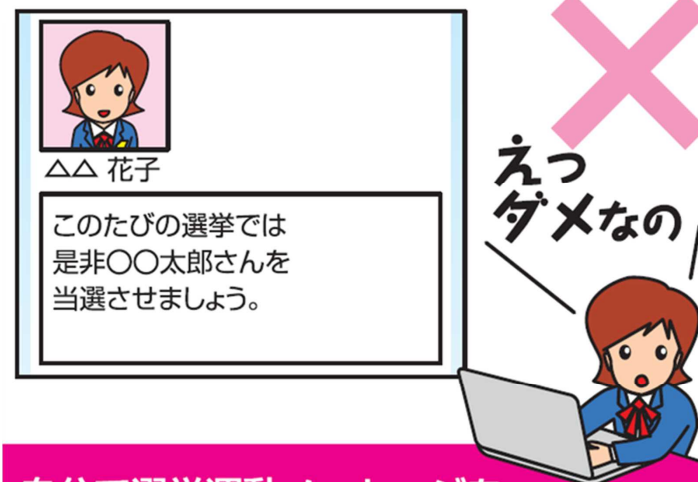
年齢満18歳未満の選挙運動禁止

満18歳未満の者はすべての選挙運動が禁止されています。パソコンやスマートフォンなどを使う際にも注意が必要です。

- 選挙運動メッセージを掲示板やブログなどへの書き込むこと。
- 他人の選挙運動の様子を動画共有サイトに投稿すること。
- SNSで選挙運動用の投稿をシェアしたり、リツイートしたりすること。

36

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込み

37

18歳未満の選挙運動禁止



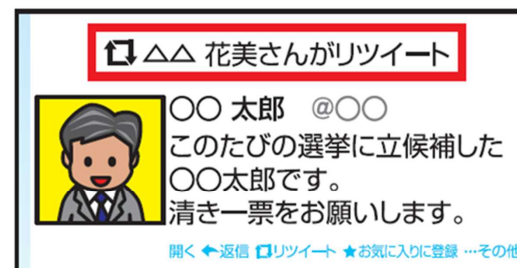
upload

投稿
出来ないんだ

他人の選挙運動の様子を
動画共有サイトなどに投稿

38

年齢満18歳未満の選挙運動禁止

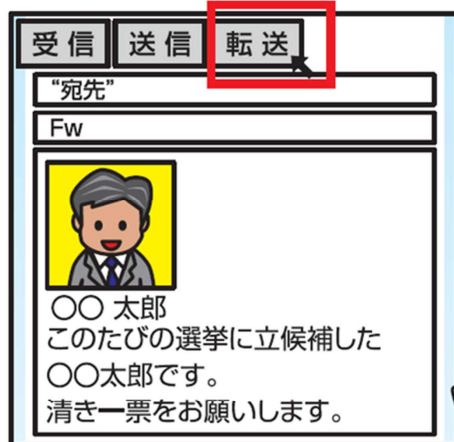


リツイートダメですよ

他人の選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

39

年齢満18歳未満の選挙運動禁止



転送は
いけないよ

送られてきた選挙運動用
電子メールを他人に転送 (電子メールでの選挙運動の禁止)
※一般有権者も禁止されています。

40

選挙違反

選挙違反は「犯罪」として、処罰の対象となっており、候補者や選挙事務所関係者だけでなく、有権者にも適用されます。

- ◇金銭などで票を獲得する
→買収罪
- ◇候補者への脅迫や選挙ポスターの毀損など
→選挙妨害罪
- ◇有権者でないのに投票を行うなど
→投票に関する罪

41

選挙違反

罰金・禁錮・懲役などの刑罰が科せられ、一定の期間、選挙権や被選挙権などの公民権が停止されます。

- 新たに選挙権を得た18歳、19歳の未成年者が選挙犯罪を行った場合
→少年法の規定が適用され、家庭裁判所に送致されることになります。
- ただし、その犯罪が「選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼす」ような場合
→成人と同じ刑罰に処せられることになります。

42

最後に

- ⊕ 秋田県の投票率は全国的に見れば上位！
(ですが、最近では低下傾向・・・)
- ⊖ 若い世代の投票率が低い



若い世代の意見が
政治に反映されなくなる可能性がある

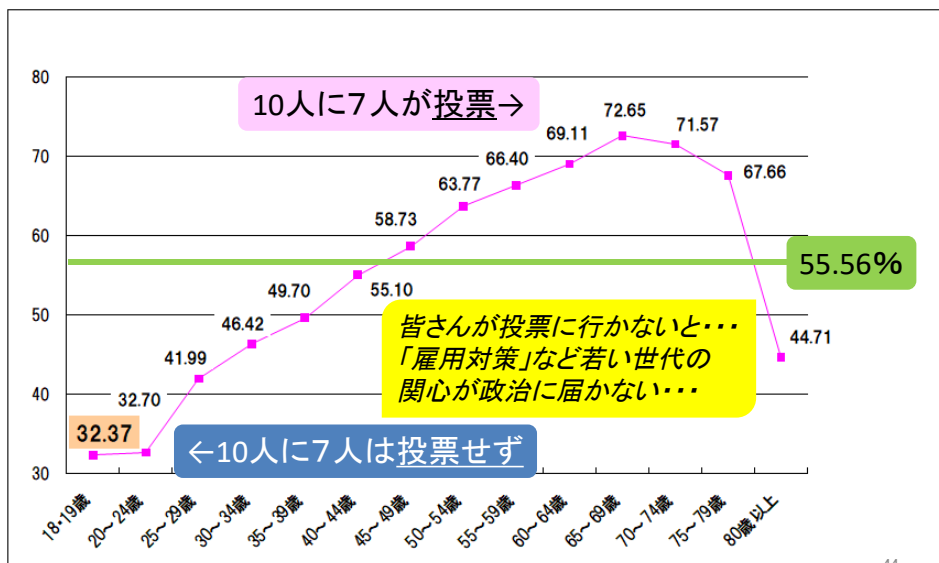
対応策は…

- 期日前投票制度や情報収集の方法などを知る
- 自分たちの身近な生活と政治の関わりを意識する

投票で自分の意思を示す

43

なぜ投票することが大事なのか？



44

今後の選挙の執行予定

予定時期	種類	任期満了日
令和7年4月上旬	秋田県知事選挙	令和7年4月19日
令和7年4月上旬	由利本荘市長選挙	令和7年4月16日
令和7年4月上旬	由利本荘市議会議員補欠選挙	
令和7年7月	参議院議員通常選挙	令和7年7月28日
令和7年10月	由利本荘市議会議員一般選挙	令和7年10月31日
未定	衆議院議員総選挙	令和7年10月30日

選挙の主役はあなたです！

選挙権を持ったなら選挙へ行こう！



45